

## 令和2年度沖縄空手指導者派遣事業委託業務に係る 企画提案仕様書

### 1 業務名

令和2年度沖縄空手指導者派遣事業

### 2 業務期間

契約締結の日から令和3年3月12日(金)まで

### 3 業務目的

沖縄空手を保存・継承・発展させるため、空手指導者によるセミナーの動画配信により指導者及び継承者の育成を図るとともに、国内外での沖縄空手の普及・啓発を図る。  
※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の本事業は、空手指導者の派遣に代えて、空手指導者によるセミナー動画を制作・配信する。

### 4 事業概要

空手指導者によるセミナーの動画配信により指導者及び継承者の育成を図るとともに、「空手発祥の地・沖縄」及び沖縄空手に関する理解を深める。

主な事業概要は、次のとおりとし、必要に応じ変更するものとする。

#### (1) 指導者によるセミナー映像等の制作・配信

沖縄空手が持つ魅力・価値を訴求することができる映像等を制作及び配信する。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 映像等の制作及び配信

##### ① 内容

沖縄空手の指導者によるセミナー映像等を通じて、沖縄空手が持つ魅力・価値を訴求することができる内容とすること。

映像に重ねる音楽(BGM)については場面にあった音源を使用すること。ただし、音源はオリジナルか権利関係を侵害しないフリーの素材を活用し、法令を遵守すること。

撮影場所は、県内とすること。

※ 内容について、別添「映像コンテ案」を参照のこと。

※ 出演する指導者については、受託後、県及び沖縄伝統空手道振興会と調整の上、決定する。

##### ② ターゲット及び活用シーン

国内外の空手愛好家に向けて YouTube 等で配信する。

##### ③ 撮影方法等

(ア) 映像のアスペクト比は16:9の近似値で、フル HD 方式以上による撮影を基本とする。映像圧縮は最低限に留め、高画質な映像を確保すること。

- (イ) 企画、撮影許可申請、出演者との調整、撮影、編集等、本事業に係る作業の全てを行うこと。
- (ロ) 映像素材については、基本的に全て新たに撮影することとし、著作権は県に帰属する。
- ④ 静止画撮影  
映像（動画）の撮影と合わせて、静止画の撮影を行うこと。また、静止画の画質は映像の画質と同等以上とすること。
- ⑤ 成果物  
本業務において制作した成果物に関する一切の権利関係は県に所属し、県はその成果物を自由に加工・編集することができる。
- (ア) 映像
- ・フルHD画質またはそれ以上の画質のマスターデータ 1点
  - ・動画共有サイトへの投稿及び再生に最適なサイズ・フォーマットにした映像データ 1式
  - ・撮影した映像素材データ 1式
  - ・素材リスト表 1式
  - ・動画内キャプションのテキストデータ 1式
- (イ) 静止画
- ・画像データ 1式 ※ファイル形式はJPEG形式とする。
  - ・収納画像のインデックスデータ 1式
- ⑥ 著作権等
- (ア) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (イ) (ア)の規定は、受託者の従業員、再委託した場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (ロ) (ア)及び(イ)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (エ) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (オ) (エ)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (カ) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立て

を受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

- (2) 連絡調整会議の実施（空手振興課、沖縄伝統空手道振興会及びその他関係者との連絡調整等）
- (3) 動画閲覧者等へのアンケート調査及び分析
- (4) その他上記(1)から(3)の実施に伴う一切の業務
- (5) 実施計画書、実績報告書、支払関係及び事業完了報告書の作成業務
  - ア 上記(1)から(4)に係る実施計画書及び実績報告書の作成（各1部）
  - イ 上記(1)から(4)に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管
  - ウ 上記(1)から(4)に係る事業完了報告書（製本されたA4版30部及び電子ファイル一式を提出すること。）

## 6 企画提案の内容

- (1) 本業務実施にあたっての基本的な考え方（運営方針、重視する内容、人員体制等）
  - (2) 制作する動画の内容及び配信方法、その理由（考え方）等
  - (3) 動画の制作・配信を通じたる沖縄空手のPR効果やネットワークの構築について
  - (4) 事業目的に沿った効果的な提案がある場合は、上記(1)から(3)以外の提案も可とする。（提案にあたっては、その理由も含めて記載すること）
- ※ A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA4版横置き・横書き、A3版横置き・横書きを可とする。

## 7 積算見積

- (1) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。
  - ア 直接人件費
    - (ア) 人件費
  - イ 直接経費
    - (ア) 旅費
    - (イ) 報償費（謝金等）
    - (ウ) 印刷製本費
    - (エ) 消耗品費
    - (オ) 通信運搬費（郵便料等）
    - (カ) 賃借料（会場借料等）
    - (キ) 役務費
    - (ク) 映像制作費（映像制作に係る明細を記載すること）
    - (ケ) その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）
  - ウ 再委託費
  - エ 一般管理費（上記ア及びイの合計額の10%以内とする）
  - オ 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）

(注1) 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

(注2) この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(注3) 契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算書の中でその内容がわかるように記載すること。

(2) 提案にあたっては、15,717千円(消費税込み)を上限として見積もること。

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

## 8 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 派遣事業の企画、運営管理（県及び関係機関等との調整、運営総括、移動手配及びサポート業務の総括）及び事業評価を行うための調査業務

ウ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委任の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

※ その他、簡易な業務

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

(3) 相手方の制限

本契約の企画提案参加者であったものに契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団関係者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

## 9 その他留意事項

(1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(2) 本仕様書記載の委託業務の内容や積算項目等について、予算や諸事情により変更することがある。

## 10 著作者

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県文化観光スポーツ部空手振興課に帰属する。

ただし、本委託事業にあたり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。